

## 短期入所生活介護施設白寿荘東 利用料金表

## 1. 介護保険給付サービスの対象となる利用料金

原則として下記のとおりです。利用者負担額の減免制度等の対象である場合は、その認定に基づいた負担額になります。

## (1) 施設サービス費（1日あたり）

※所得に応じて、介護保険給付サービス負担額の1割または2割、3割が負担となります。

要介護度	基本単位数
要支援1	529 単位
要支援2	656 単位
要介護1	704 単位
要介護2	772 単位
要介護3	847 単位
要介護4	918 単位
要介護5	987 単位

## ※長期利用減算時の施設サービス費（1日あたり）

要介護度	基本単位数	長期利用減算 ※(2)に表記	長期利用の適正化 ※61日以降
要支援1	529 単位	503 単位	503 単位
要支援2	656 単位	623 単位	623 単位
要介護1	704 単位	674 単位	670 単位
要介護2	772 単位	742 単位	740 単位
要介護3	847 単位	817 単位	815 単位
要介護4	918 単位	888 単位	886 単位
要介護5	987 単位	957 単位	955 単位

## (2) 加算（1日あたり）

※基本としていただく加算は ☆ になります。◆ は併設特養空床ベッド利用時の加算となります。

他、各種加算につきましては、状況に応じ算定させて頂く場合がございます。

※1単位あたりの金額は10,17円

加算の種類	単位数	加算の内容
☆サービス提供強化加算(Ⅰ)(併設型)	22 単位	介護職員のうち介護福祉士の割合が80%以上、又は、勤続10年以上の介護福祉士の割合が35%以上。
◆サービス提供強化加算(Ⅱ)(空床型)	18 単位	介護職員のうち介護福祉士の割合が60%以上
◆看護体制加算(Ⅰ)(空床型)	4 単位	1名以上の常勤の看護師を配置
☆看護体制加算(Ⅲ)イ(併設型)	12 単位	1名以上の常勤の看護師を配置 利用者の総数のうち、要介護状態区分が要介護3～5である者の占める割合が100分の70以上であること。
☆看護体制加算(Ⅳ)イ(併設型)	23 単位	常勤換算方法で1名以上の看護職員を配置 利用者の総数のうち、要介護状態区分が要介護3～5である者の占める割合が100分の70以上であること。
療養食加算(1食1回)	8 単位	疾病(制度上で定められた疾病のみ)治療の手段として、医師の指示に基づく療養食を提供した場合。
看取り連携体制加算	64 単位	看護体制加算を算定しており、かつ自事業所の看護職員と病院、診療所、訪問看護ステーションとの連携により、24時間連絡できる体制を確保していること。 又、看取り期における対応方針を定め、利用開始の際に、

		利用者又は、その家族等に対して当該対応方針の内容を説明、同意を得ていること。
生産性向上推進体制加算（Ⅰ）	100 単位	同加算（Ⅱ）の要件を満たし、（Ⅱ）のデータにより業務改善の取組による成果が確認されていること等。
生産性向上推進体制加算（Ⅱ）	10 単位	見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入しており、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や、必要な安全対策を講じた上で、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行っていること等。
口腔連携強化加算	50 単位	事業所と歯科専門職の連携の下、介護職員等による口腔衛生状態及び口腔機能の評価の実施並びに利用者の同意の下の歯科医療機関及び介護支援専門員への情報提供。
認知症専門ケア加算Ⅰ	3 単位	日常生活に支障を来すおそれのある症状若しくは行動が認められることから介護を必要とする認知症の者の占める割合が2分の1以上。 認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を配置し、チームとして専門的な認知症ケアを実施していること。
認知症専門ケア加算Ⅱ	4 単位	認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者を配置し、事業所又は施設全体の認知症ケアの指導等を実施していること。 当該施設における介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、当該計画に従い、研修を実施又は実施を予定していること。
緊急短期入所受入加算	90 単位	利用者の心身の状態や家族等の事情により、担当ケアマネジャーが、緊急に短期入所施設を利用することが必要と認めた場合。 ※原則 7 日間の利用を限度とする。
☆夜勤職員配置加算(Ⅳ)	20 単位	夜間帯及び早朝における看護、介護職員を規定以上に配置した場合、及び、喀痰吸引等業務登録者が配置されていること。
送迎加算	184 単位	片道の送迎料金
長期利用者減算	-30 単位	連続して 30 日を超えて（31～60 日までの間）短期入所施設を利用している場合 ※要支援 1 の場合、介護福祉施設サービス費の要介護 1 の単位数の 100 分の 75 相当する単位数となる。 ※要支援 2 の場合、介護福祉施設サービス費の要介護 1 の単位数の 100 分の 93 相当する単位数となる。
☆介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	(基本単位数+各種加算単位数) ×3.3%	
☆介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ	(基本単位数+各種加算単位数) ×2.7%	
☆介護職員等ベースアップ等支援加算	(基本単位数+各種加算単位数) ×1.6%	

## 2. 介護保険給付対象外サービスの利用料金

次のサービスは、利用料金の金額がご利用者の負担となります。ただし、利用者負担段階（介護保険負担限度額認定証に基づく）により、食費・居住費の料金が変わります。

※利用の際に介護保険負担限度額認定証を提示してください。

### (1) 食費・居住費

(1日分)

利用者負担段階	食費	居住費
第1段階 ・生活保護受給者 ・市町村民税非課税世帯の老齢福祉年金受給者等	300円	820円
第2段階 ・市町村民税非課税世帯であって、 ・年金収入額と合計所得金額の合計が年間80万円以下の方	600円	820円
第3段階① ・市町村民税非課税世帯であって、年金収入額と合計所得金額の合計が年間80万円超120万円以下の方	1,000円	1,310円
第3段階② ・市町村民税非課税世帯であって、年金収入額と合計所得金額の合計が年間120万円超の方	1,300円	1,310円
第4段階 ・上記以外の方 ※第4段階の食費内訳＝朝食480円、昼食600円、夕食600円	1,680円	2,006円

※上表の第2段階、第3段階①、第3段階②の該当の方で、下表の預貯金額を超える方は対象外となります。

利用者負担段階	配偶者がいない場合	配偶者（内縁を含む）がいる場合
第2段階	650万円	夫婦合計で1,650万円
第3段階①	550万円	夫婦合計で1,550万円
第3段階②	500万円	夫婦合計で1,500万円

※第2号被保険者は段階に関わらず1,000万円  
(配偶者がいる場合は夫婦合計で2,000万円)

### (2) その他の費用

項目	内容
理美容代	巻理容組合出張理髪サービス…2,800円 移動美容車（カットパラダ）…2,100円（パーマ・カラーは別料金）
日用品費	日常生活において利用者が負担する事が適当と認められるものは、費用の実費をいただきます。 (衣類、おやつ、歯ブラシ、歯磨き粉、スカイデント等)
特別な食事	利用者の希望により特別な食事を提供した場合、費用の実費をいただきます。